

令和3・4年度 北見市物品供給等競争入札参加資格審査申請書 作成の手引き (随時受付用)

※市販のA4縦型の紙ファイル（色指定なし）に申請書類を綴じ込み、申請
してください。

1. 物品供給等競争入札参加資格審査申請書（様式1）

(1) 記入例

北見市	物品供給等競争入札参加資格審査申請書	令和 3年 5月 日
北見市長 様		
申請者	住所（所在地） 北見市大通西2丁目1 商号又は名称 株式会社 北見商店 代表者職氏名 代表取締役 北見 太郎 実印	
	電話番号 0157(23)7111	
今般、北見市所管に係る物品供給等の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。		
なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。		

(2) 記載要領

- 年 月 日…申請書の提出年月日を記入してください。
- 住所（所在地）…法人は本店、個人企業はその本拠となっている所在地を記入してください。
- 商号又は名称…法人は商業登記されている商号、個人企業は登録している名称を記入してください。
- 代表者職氏名…法人は代表者の役職名と氏名、個人企業は事業主の氏名を記入し、実印を押印してください。
- 電話番号…本店（若しくは本拠）の電話番号を記入してください。

2. 物品供給等入札参加資格審査申請書付票（様式2）

(1) 記入例

商号又は名称	株式会社 北見商店		
代表者（受任者） 職氏名	代表取締役 北見 太郎		
商号又は名称 カナ	キタミシヨウテン		※(株)・(有)は不要
郵便番号	090-8501		
住所（所在地）	北見市大通西2丁目1		
電話番号	0157-23-7111	FAX番号	0157-61-7400
E-mailアドレス	kitamishoten@city.kitami.lg.jp		
資本金	10,000千円		
本店情報	郵便番号	-	
	住所（所在地）		
	代表者 職氏名		
	電話番号	-	FAX番号
E-mailアドレス			

営業規模等	開業年月日	個人開業 平成18年 1月 1日	総従業員数	10人
		法人設立登記 平成19年 1月 1日	(うち受任事務所)	人
	営業年数	11年		
	直前決算	R1・4・1~R2・3・31		
総売上高	20,000千円			

	大分類	中分類	大分類	中分類
申請品目	A 事務部門	01 事務用機器類		
	A 事務部門	02 事務用品類		
	A 事務部門	03 印章・記録 ホームプレート類		
	E 繊維・皮革 ゴム部門	29 寝具類		
	E 繊維・皮革 ゴム部門	30 その他		

消費税に関する申出	
課税業者	免税業者

使用印鑑
使用印

実印
実印

受付	北見市役所 総務部 契約課	担当者	備考
----	------------------	-----	----

(2) 記載要領

【申請者】

- 商号又は名称…本店の名称、又は北見市と常時契約を締結する権限^{*}を有する支店・営業所等（受任事務所）の名称を記入してください。（この欄に記載された本店又は支店・営業所等が名簿に登録されます。）

※「常時契約を締結する権限」とは、申請者から支店・営業所の代表者に対し、入札・見積、契約締結、請求等について、常時権限が委任されていることが必要となります。（委任状の提出が必要となります。）なお、登録できる支店・営業所等は、1ヶ所のみです。

- 代表者（受任者）職氏名…代表者の役職名と氏名を記入してください。（受任事務所での申請の場合は、受任者の役職名と氏名を記入してください。）
- 商号又は名称 カナ…商号等のふりがなをカタカナで記入してください。（(株)・(有)等に対するふりがなは必要ありません。）
- 郵便番号・住所・電話・FAX番号…郵便番号、住所、電話・FAX番号を記入してください。（ビルの名称等も記入してください。）
- E-mailアドレス…北見市から指名通知書や閲覧図書等を送信する場合がありますので、登録を希望する本店又は受任事務所において、確実に受信及び閲覧することができるメールアドレスを記入してください。
- 資本金…資本金を右詰め千円単位で記入してください。

【本店情報】※（受任先で登録を希望する場合のみ記入してください。）

- 郵便番号・住所・電話・FAX番号・E-mailアドレス
…本店の郵便番号、住所、電話・FAX番号・E-mailアドレス（登録希望者のみ）を記入してください。（ビルの名称等も記入してください。）
- 代表者職氏名…本店代表者の役職名と氏名を記入してください。

【営業規模等】

- 開業年月日…開業した年月日を記入してください。個人企業から法人に変更している場合は、個人開業年月日、法人設立登記年月日をそれぞれ記入してください。
- 営業年数 …審査基準日現在の営業年数を記入してください。
- 総従業員数…従業員の人数を記入してください。下段は、受任事務所で申請する場合のみ記入してください。
- 直前決算 …審査基準日以前の直前1年の決算期間を記入してください。
- 総売上高 …直前決算期間における総売上高を記入してください。

【申請品目】

- 大分類・中分類…申請品目ごとに別表1を参照し、記入してください。
（記号A～K及び番号1～50も記入してください。）

※ 分類の記載は、大分類と中分類のみを記入してください。

（小分類については、様式2で記載するので記入する必要はありません。）

※ 申請品目数は、**大分類で3部門を限度**とします。ただし、リース部門を申請する場合は、**リース部門を含め4部門を限度**とします。中分類以下については、申請の数に制限はありません。

【消費税に関する申出】

- 消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく、課税業者又は免税業者のいずれか該当する方を○で囲んでください。

【使用印鑑・実印欄】

- 入札・見積、契約締結、請求時等で使用する印鑑を使用印鑑欄に押印してください。また、実印も実印欄に押印してください。（両方とも同じ場合は、両方の欄に押印してください。）

- 記入内容が確認できる書類（認証状等の写し）を提出してください。

9. その他

(1) 特定関係調書

本市では、入札参加者間での資本関係及び人的関係にある資格者同士が同一の入札に参加することを制限しております。本市の競争入札参加資格審査申請者間において、資本関係又は人的関係にある者について記載してください。特定関係対象者の有無に関わらず、必ず提出してください。（8～11頁参照）

① 資本関係

(ア) 親会社(会社法（平成 29 年法律第 45 条）第 2 条第 4 項の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

(ア) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を現にかねている者。

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。

※ 人的関係の取締役とは、代表取締役及び取締役（非常勤取締役含む）をいう。ただし、監査役は対象とはなりません。

※ 資本関係、人的関係にある者が、北見市に申請されているか不明な場合は、本市ホームページに競争入札参加者名簿を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

(2) 暴力団排除に関する誓約書

本市では、市と事業者が連携し、暴力団排除の取り組みを進めておりますので、誓約書に必要事項を記載し捺印の上、提出してください。

(3) 委任状

本店以外の支店又は営業所等で北見市に登録を希望される場合は、本店から支店又は営業所等への委任状が必要となります。

(4) 納税証明書

国税及び市(区)町村税等の納税証明書を添付してください。

・国 税：消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その 3）

（法人は様式その 3 の 3、個人はその 3 の 2 でも可）

・市(区)町村税等：本店所在地の市(区)町村（特別区にあつては都税事務所）が発行する納税証明書（課税されている全税目に滞納が無いことが確認できる証明書）

※ 審査基準日以降に発行されたもので、原本又はコピーのいずれかを提出してください。

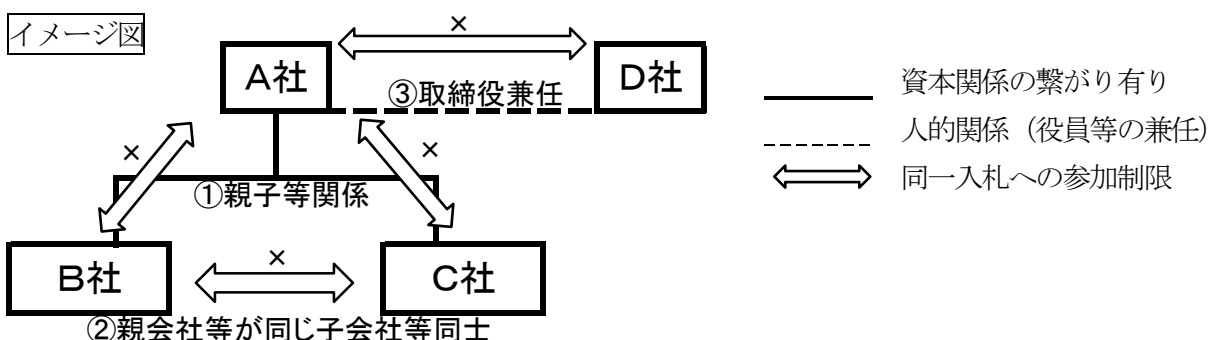
同一入札への参加が制限される場合

○制限の基準

- ① 親会社等と子会社等の二者
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士
- ③ 役員の兼任
- ④ その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）

※1 親会社「等」は、組合及び個人を含みます。

※2 子会社「等」は、組合を含みます。



1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することはできません。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きの存続中の会社等又は更正会社（会社更生法第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までの各号に掲げる者に順ずる者
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(例) 組合の場合

組合とその構成員の会社等が同一の入札に参加することはできません。

※親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等をいいます。

第2条第3号の2

- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外のものがその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

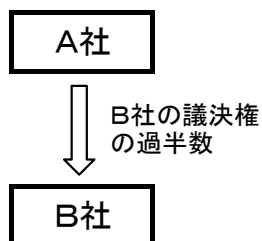
第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケースⅠ（親会社等と子会社等の関係）

A社は、B社の「親会社等」（以下、全てのケースで組合及び個人を含みます。）

イメージ図



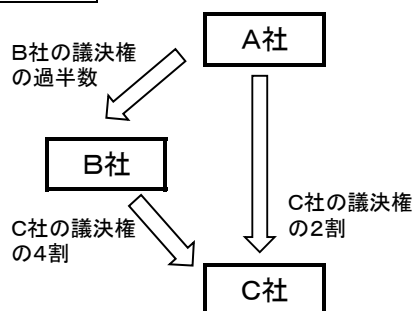
A社がB社の経営を支配

申請者	親会社等	子会社等
A社	—	B社
B社	A社	—

ケースⅡ（親会社等と子会社等の関係）

B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

イメージ図

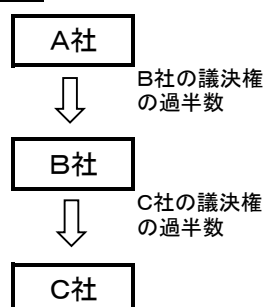


申請者	親会社等	子会社等
A社	—	B社・C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケースⅢ (親会社等と子会社等の関係)

B社は、A社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

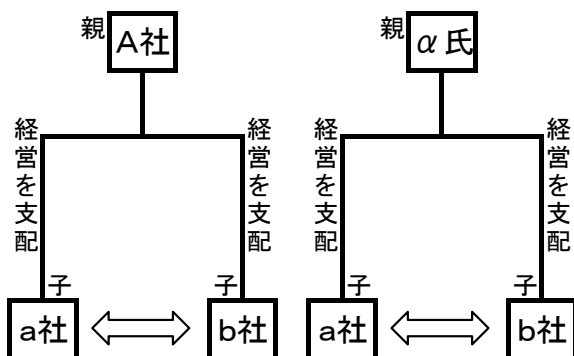
イメージ図



申請者	親会社等	子会社等
A社	—	B社・C社
B社	A社	C社
C社	A社・B社	—

ケースⅣ (親会社等と子会社等の関係)

イメージ図

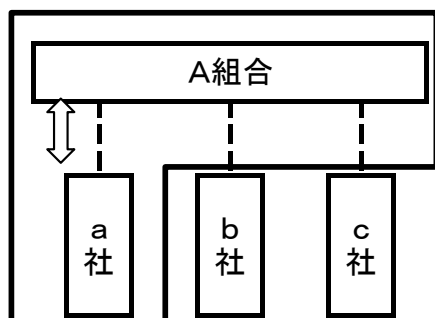


申請者	親会社等	子会社等
a社	A社又はα氏	—
b社	A社又はα氏	—
A社	—	a社・b社
α氏	—	a社・b社

a・b社は、親会社を同じくする子会社等同士
a・b社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

ケースⅤ (その他 (組合とその構成員等))

イメージ図



申請者	親会社等・所属組合	子会社等
a・b・c社	A組合	—

※役員の定義

- ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ②会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③持株会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④組合の理事
- ⑤その他業務を執行する者であつて、1）から4）までの各号に掲げる者に順ずる者
- ⑥会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

希望指定品目分類表

別表 1

大分類		中分類		小分類		許可・登録・届出等		
CD	名称	CD	名称	CD	名称			
A	事務部門	01	事務用機器類	01	コンピュータ			
				02	複写機・ファクシミリ			
				03	事務用機械・器具			
				04	机・椅子・保管庫類			
				99	その他			
		02	事務用品類	01	文房具			
				02	OA用品			
				03	用紙類			
				99	その他			
		03	印章・記章・ネームプレート類	01	ゴム印・印鑑等			
				02	記章・カップ・トロフィー等			
		04	写真類	01	カメラ・カメラ用品			
				02	DPE			
				99	その他			
		B	教育部門	05	教材用品類	01	教材用品(家庭用電化製品を除く)	
						02	視聴覚機器	
99	その他							
06	理化学・計測機器類			01	実験用機械器具			
				02	各種計測器等	計測器販売等事業登録証		
07	音楽用品類			00	音楽用品全般			
08	保育用品類			00	保育用品全般			
09	体育用品類			01	スポーツ用品			
				02	体育館施設機器(制作含む)			
				99	その他			
10	舞台用品類			01	舞台用品(舞台幕・緞帳類含む)			
				02	音響設備			
				03	照明設備機器			
		04	大道具備品					
99	その他							
11	図書及び定期刊行物類	00	図書等全般					
12	その他	00	その他					
C	衛生部門	13	医療器械・器具	01	医療器械(設備含む)	医療用具販売事業届出		
				02	医療器具全般	医療用具販売事業届出		
		14	医療用品類	00	医療用品全般	医療用具販売事業届出		
				00	医療用薬品全般	医薬品販売業許可		
		16	科学薬品・工業薬品類	01	一般試薬	毒物・劇物販売業登録票		
02	工業薬品			毒物・劇物販売業登録票				
D	産業部門	17	土木建設・農林業機械器具類	01	除雪機			
				02	発電機			
				03	コンプレッサー			
				04	草刈機			
				99	その他			
		18	農林業用種苗・薬品・資材類	01	種苗			
				02	農業薬剤	肥料・農薬届出,動物医薬品許可,劇毒物許可登録		
				03	農業用資材			
				99	その他			
		19	電気通信器具及び電気器具類	01	制御機器			
				02	家庭用電気器具			
				03	通信機器(ワイヤレス機器等)			
				99	その他			
		20	各種機械及び工具類	01	機械工具類			
				02	工作機械			
				03	金属工作物			
				99	その他			
		21	建材・原材料類	01	木材			
				02	コンクリート(二次製品含む)			
				03	塩化カルシウム			
				04	水道用資材(水道メーター含む)			
		99	その他					
		22	建具及び木製品類	00	木製品全般(制作)			
23	家具及び室内装備品類	01	家具類					
		02	垂幕・暗幕・旗等					
		99	その他					

希望指定品目分類表

別表 1

大分類		中分類		小分類		許可・登録・届出等
CD	名称	CD	名称	CD	名称	
D	産業部門	24	看板類	00	制作看板等	
		25	保安器具・消防器材類	01	保安器具	
				02	消防設備機器・消火器等	消防設備士免状
				03	標識	
				04	メーター類	
	99			その他		
	26	金物及び日用雑貨類	01	厨房機器	取扱有資格者の証	
			02	日用雑貨(台所・食卓用品含む)		
			03	暖房機器	取扱有資格者の証	
			04	ガス器具	取扱有資格者の証	
99			その他			
27	その他	00	その他	火薬については、火薬類販売許可書		
E	繊維・皮革・ゴム部門	28	被服類	01	作業服・制服等	
				99	その他	
		29	寝具類	00	寝具類全般	
		30	皮革・ゴム製品類	01	靴類	
99	その他					
31	一般繊維類	00	繊維類全般			
F	燃料・油脂部門	32	車両用燃料類	01	ガソリン	石油製品販売業届出
				02	軽油	石油製品販売業届出
				99	その他	
		33	暖房用燃料類	01	灯油	石油製品販売業届出
				02	重油	石油製品販売業届出
				03	プロパンガス	高圧ガス、液化ガス許可
				04	石炭・コークス	
				99	その他	
		34	油脂類	01	潤滑油・オイル	
				02	グリース	
		03	不凍液			
G	印刷部門	35	印刷・製本類	00	印刷・製本	
		36	特殊印刷類	01	OCR	
				02	フォーム印刷	
				03	地図印刷(作成)	
		99	その他			
37	複写類	00	複写類全般(青写真含む)			
H	特殊部門	38	百貨店及び総合商社類	00	百貨店、総合商社	大規模店舗届出
I	車両部門	39	自動車類	00	自動車全般	
		40	自転車・その他車両類	00	自動車以外の車両	
		41	車両用品類	01	タイヤ・チューブ	
				02	電装用品	
				99	その他	
42	車両整備類	01	車検整備	工場認定、指定、認定		
		02	定期点検(修繕含む)	工場認定、指定、認定		
J	リース部門	43	車両類	00	車両	
		44	建設機械類	00	建設機械	
		45	事務用機器類	00	事務用機器	
		46	その他	00	その他	
K	その他部門	47	時計・眼鏡及び貴金属類	00	時計、眼鏡、貴金属等	
		48	食料品類	00	食料品全般	衛生食品営業許可書、米穀販売届出書
		49	電力	00	電力	電気事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の登録
		50	その他	00	その他	

希望指定品目分類表(車両整備用)

別表 2

I. 自動車分解整備事業の対象とする自動車の種類

種 類		備 考
普通自動車	普通自動車(大型)	車両重量8トン以上 最大積載量5トン以上、乗車定員30人以上
	普通自動車(中型)	最大積載量2トン超、乗車定員11人以上で、普通自動車(大型)以外のもの
	普通自動車(小型)	貨物の運送のように供するもの又は山水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもので、普通自動車(大型、(中型)以外のもの
	普通自動車(乗用)	普通自動車(大型)、(中型)、(小型)以外のもの
	小型四輪自動車	
	大型特殊自動車	
小型自動車	小型四輪自動車	
	小型三輪自動車	
	小型二輪自動車	
	軽自動車	
軽自動車		

II. 優良自動車整備業者

種 類	作 業 区 分	作 業 内 容
一種整備工場		
二種整備工場		
特殊整備工場	車体整備作業(一種) 車体整備作業(二種) 原動機整備作業 電気装置整備作業 タイヤ整備作業	・車枠の矯正及び溶接並びに車体の板金及び塗装 ・車体の板金及び塗装 ・原動機本体を解体して行う整備 ・始動装置、充電装置、バッテリーその他の電気装置を解体して行う整備 ・タイヤ及びその附属装置の整備

III. 自動車整備士の区分

区分コード	種 類	区分コード	種 類
11	一級大型自動車整備士	31	三級自動車シャシ整備士
12	一級小型自動車整備士	32	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
13	一級二輪自動車整備士	33	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士
21	二級ガソリン自動車整備士	34	三級二輪自動車整備士
22	二級ジーゼル自動車整備士	41	自動車タイヤ整備士
23	二級二輪自動車整備士	42	自動車電気装置整備士
24	二級自動車シャシ整備士	43	自動車車体整備士

北見市物品供給等競争入札参加資格審査提出書類一覧（随時受付用）

	書類名称	申請区分		説明
		法人	個人	
—	北見市物品供給等競争入札参加資格審査申請書 提出書類一覧表	○	○	提出する申請書等のチェック、希望する指定品目を記載して提出して下さい。
—	北見市物品供給等競争入札参加資格審査申請書 受理表	○	○	
様式 1	物品供給等競争入札参加資格審査申請書	○	○	
様式 2	物品供給等競争入札参加資格審査申請書付票	○	○	
様式 3	物品品目内訳書	○	○	
様式 3-1	物品品目（その他）内訳書	○	○	
様式 4	（本籍地の）市区町村長発行の身分証明書※1		○	個人事業者のみ添付（コピー可）
様式 5	登記事項証明書※1	○		法人のみ添付（コピー可）
様式 6	許可・登録証明書	○	○	例として、別表 1 に主なものを掲げてあります（※許可等の必要がない品目については、提出する必要はありません。）
様式 7	車両整備付票	○	○	車両整備を申請する場合のみ添付
その他	特定関係調書	○	○	本市の競争入札参加資格審査申請者間において、資本関係又は人的関係にある者について記載
	暴力団排除に関する誓約書	○	○	
	委任状	○		本店以外の支店又は営業所等で北見市に登録を希望される場合は、本店から支店又は営業所等への委任状が必要となります。（※希望される方のみ）
	・ 国税納税証明書※2 及び ・ 市（区）町村税等納税証明書※2	○	○	国税： 消費税及び地方消費税の納税証明書 様式その 3（未納の税額がないことの証明） （法人は様式その 3 の 3、個人は様式その 3 の 2 でも可） 市（区）町村税等： 本店所在地の市（区）町村（特別区にあっては都税事務所）が発行する納税証明書（課税されている全税目に滞納が無いことが確認できる証明書）
	※両証明書ともコピー可			

※ 1：証明書等は、申請時 3 ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

※ 2：納税証明書等は、審査基準日以降に発行されたものを提出してください。

○市販の A 4 縦型の紙ファイル（色指定なし）に申請書類を綴じ込んで申請してください。